平成２２年（フ）第７１４号
埼玉県所沢市緑町４丁目１番20―101号　ナウトピア
債務者　細川　舞子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７１７号
埼玉県狭山市大字上広瀬1345番地の１　上ノ原団地77―202
債務者　齋藤　香織（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７２３号
埼玉県川越市脇田新町８番地７　アイランドマンション508号室
債務者　平木　満雄
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３９号
千葉県香取市神生326番地
債務者　菅谷　　毅
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第１４３５号
大阪府吹田市竹見台３丁目２番Ｃ39―103号
債務者　渡部　克裕
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９４８号
大阪府大東市緑が丘１丁目20番１号804号
債務者　阪井今日子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３３１号
大阪市東住吉区針中野４丁目８番19号サンシティー針中野403号
債務者　若井　直子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４３１号
大阪府東大阪市中新開２丁目６－８、住民票上の住所大阪府東大阪市川田２丁目６番32号
債務者　福田　琢巳
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４３２号
大阪府東大阪市中新開２丁目６－８、住民票上の住所大阪府東大阪市川田２丁目６番32号
債務者　福田　次美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４９１号
大阪市旭区中宮３丁目３番６号　イルクレール３Ａ
債務者　村上　忠央
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５０９号
大阪府四條畷市南野４丁目４番36号　ナワテハイツ107
債務者　浜田めぐみ（旧姓篠田）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５４４号
大阪府門真市栄町13番12号
債務者　梶本　笑代
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５８３号
大阪市東成区中本２丁目７番15号　レジデンス朝日802号
債務者　李　　敏愛
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６５７号
大阪市東淀川区小松３丁目21番54―403号
債務者　平岡　和子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７６１号
大阪市住吉区長居西２丁目13番23―205号
債務者　絹谷　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８７９号
大阪府東大阪市稲葉４丁目４番46号　田中方
債務者　桑森　福美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８８０号
大阪府東大阪市稲葉４丁目４番46号　田中方
債務者　桑森　美幸
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９２７号
大阪市此花区高見１丁目５番45―405号
債務者　野田　秀夫
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで大阪地方裁判所第６民事部